

審 査 基 準 整 理 票

処分名	滋賀県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
根拠法令名	滋賀県文化財保護条例		(条項) 第 3 9 条
基準法令名			(条項)
所管部署	市民部文化財保護課		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【現状変更等の許可基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状変更等が、指定の解除又は一部解除につながるものでないこと。 ・現状変更等が、指定物件の保存に相当程度の支障となるおそれがないこと。 ・現状変更等が、指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがないこと。ただし、軽微な内容に限る。 			

参 考

【根拠法令】

滋賀県文化財保護条例

第39条 県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、規則で定める維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。